

仕様書

1. 件 名 放射線業務従事者の定期線量登録管理業務
2. 数 量 1 式
(令和 7 年度登録者数：2,745 名。)
3. 目 的 量子科学技術研究開発機構（以下、「QST」という。）における令和 7 年度分の放射線業務従事者の被ばく線量情報を適切に管理することにより、被ばく管理を充実させるため。
4. 履行期限 令和 9 年 2 月 26 日
5. 納入場所 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
千葉地区：千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1
高崎量子技術基盤研究所：群馬県高崎市綿貫町 1233 番
関西光量子科学研究所：京都府木津川市梅美台 8-1-7
NanoTerasu センター：宮城県仙台市青葉区荒巻字
青葉 6-6-11-901
那珂フュージョン科学技術研究所：茨城県那珂市向山 801-1
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所：青森県上北郡六ヶ所村
大字尾鮫字表館 2-166

6. 登録内容

各登録区分により、登録機関のコンピュータに入力する項目は次表のとおりとする。

登録区分	入力項目名
個人識別登録	事業所番号、種別、申請年月日、中央登録番号、氏名（カタカナ）、生年月日、性別、別人、職種、集積線量、実効線量の合計
定期線量登録	事業所番号、種別、申請年月日、中央登録番号、氏名（カタカナ）、生年月日、性別、別人、報告年度、雇用区分、実効線量
記録引渡登録※	事業所番号、種別、申請年月日、中央登録番号、氏名（カタカナ）、生年月日、性別、別人、離職等年月日、被ばく線量記録（引渡区分、引渡期間、昭和 63 年度以前の線量、X の回数、引渡期間、平成元年以降の線量、X の回数）、健康診断引渡区分、法令区分

※被ばく線量の測定の記録及び健康診断の記録の引渡しを行う場合

7. 提出物

- (1) 入力後のデータ（6.登録内容の項目）を5.納入場所の担当者に印刷物で提出すること。
- (2) 必要に応じてQSTが要求した場合は、登録されているデータを速やかに提出すること。

8. 検査

登録したデータの内容を、QSTの各拠点担当者が確認し、仕様を満たしていることをもって検査合格とする。

9. 適用法規・規定等

- (1) 平成22年3月29日 文部科学省告示第54条
「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引き渡し機関に関する省令の規程に基づき記録の引き渡し機関を指定した件」
- (2) 平成21年3月31日 文部科学省令第14号
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引き渡し機関に関する規則 第2条

10. その他

- (1) 秘密の保持
登録、保管している情報を合理的な理由なくして第三者に漏らしてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。
 - ① 個人情報保護法及び放射線影響協会が定める「RI放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度における個人情報の取扱いに関する基本方針(平成26年3月20日)」に基づき、登録者本人及びRI登録管理制度に参加している事業者からの開示の求めにより、保有個人データを開示する場合。
 - ② 登録者の遺族から開示の求めがあった場合は、関係者が協議し、①と同様に扱うことができる。
- (2) QSTが要求した場合は、登録者の被ばく線量の測定の記録及び健康診断の記録の引渡しを行うことができるものとする。

11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達法の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

部課(室)名：安全管理部 安全・健康管理課
氏名：千頭和 慎吾

(別紙様式 1 - 1)

選定理由書

1. 件名	放射線業務従事者の定期線量登録管理業務
2. 選定事業者名	公益財団法人放射線影響協会
3. 目的・概要等	当機構における令和 7 年度分の放射線業務従事者の被ばく線量情報を適切に管理することにより、被ばく管理を充実させるため、登録機関のコンピュータに必要な情報を入力させる。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号イ (法令の規定により、契約の相手方が一に定められているとき)
5. 選定理由	文部科学省令第 14 号「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する規則」第 2 条により全国を通じて 1 個に限り定められている指定記録保存機関を告示した文部科学省告示第 54 号で定められている機関であるため。